

令和 8 年第 7 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 2 4 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 8 年第 7 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 1 8 分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 5 0 1	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 8 年第 7 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和8年第6回朝霞市農業委員会総会

令和8年7月24日（金）

午後3時00分から

午後3時18分まで

朝霞市民会館ゆめばれす 会議室501

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

17番 石原 実 委員 18番 坂井 嘉市 委員

3 提出議案

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第24号 生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について

4 諸報告

（1）報告第6号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

（2）朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて

6 閉会

出席委員（１９人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江

欠席委員（１人）

委	員	高橋	秀明
---	---	----	----

事務局

事	務	局	局	長	齋藤 欣延
事	務	局	局 次	長	濱野 孝雄
事	務	局	主	任	根古谷 哲
事	務	局	主	事	芦田 磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・齋藤事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第7回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。本日は暑くて大変お忙しい中、第7回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また今月の初旬の1週間で遊休農地のパトロールの実施にご協力いただきありがとうございました。雨に打たれた方もいたのではないかと思います。おかげさまで無事終わることができました。

本日の議案は2つとなっておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

議事に入る前に、議事日程の変更についてご説明いたします。

第5 協議事項につきまして、「(2) 朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて」を追加させていただきます。

関連資料もお手元に配付しておきましたのでよろしくお願いします。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いします。

○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

１７番 石原実委員と１８番 抜井嘉市委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第２３号「農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の説明をお願いいたします。

○芦田主事

それでは１ページをご覧ください。

議案第２３号 農地法第５条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

令和８年７月２４日提出

番号１ 土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字上内間木■■■■■■■■■■、田、畑、５６８平方メートル

借受人

和光市新倉■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■

貸出人

和光市新倉■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

転用目的、資材置場・駐車場、農地区分、２種

調査説明委員 野島淳委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第２３号につきまして、野島淳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○野島委員

農地法第５条の規定による許可申請の調査は７月１５日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第２種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可後から２か月間行い、権利事由は許可日から２０年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、借受人は和光市で一般土木工事業を行っていますが、和光市内での区画整理に伴い立退かねばなくなり、資材置場・駐車場を探していたとのこと。市街化区域や第3種農地で探したものの見つからず、代理人に相談したところ、土地の売却を検討しているとの話を聞き、貸出人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのこと。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では借受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣接地に農地はなく、また、近隣への被害が生じた場合には対応するとのことから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。秋ヶ瀬通りを新盛橋から荒川方面に進むと、右手にあるアップル車検朝霞の手前を右折し、約70メートル進むと右折し約70メートル進むと右手に申請地がございます。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第23号につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第２３号につきましては、許可相当とすることに決しました。

次に、議案第２４号「生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の説明をお願いいたします。

○芦田主事

それでは４ページをご覧ください。

議案第２４号 生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について

令和８年７月２４日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

本議案につきましては、１年に１回の生産緑地の追加指定をするもので、内容につきましては５ページをご覧ください。

対象となるのは、一覧表のとおり６筆でございます。

なお、一覧表の内容につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、調査実施委員ごとに意見等を伺います。

番号１番及び２番の申請につきまして、渡邊 忠委員に調査報告をお願いします。

○渡邊委員

番号１番及び２番の農地について令和８年７月２１日に調査したところ、すべての農地について適切に管理してあることを確認しました。

以上です。

○高橋会長

次に、番号３番から６番の申請につきまして、引き続き渡邊 忠委員に調査報告をお願いします。

○渡邊委員

番号３番から６番の農地について令和８年７月２１日に調査したところ、すべての農地について適切に管理してあることを確認しました。

以上です。

○高橋会長

以上で、調査報告が終了しました。何かご質問がございますか。

（ なし の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地地区の追加指定に係る農地として認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第２４号につきましては、生産緑地地区の追加指定に係る農地として認定することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第７号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、７月２４日（金）午後３時からです。場所は、市民会館ゆめぱれす会議室５０１となります。

続きまして、朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○濱野局次長

それでは、本日配布した資料の１ページをご覧ください。

農業委員会の委員の定数については、「農業委員会等に関する法律」と「農業委員会等に関する法律施行令」により上限が定められております。

これを踏まえ、本市では「朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例」により、朝霞市農業委員会委員の定数を２０人と定めております。

次に、２ページをご覧ください。

こちらは埼玉県内の主な状況を一覧表にまとめた資料です。

朝霞市の農業委員の人数は県内で２番目に多いのに対し、農家数や経営耕地面積は県内でも下位に位置しております。

次に３ページをご覧ください。

こちらは現行の委員選出状況及び他市の状況などを踏まえた事務局案です。

県内他市や近隣市の状況を参考にし、現在の２０人から１３人へ定数の見直しを検討しております。

具体的には、溝沼第一から溝沼第四を一地区に統合、浜崎上、浜崎下及び田島を一地区に統合、上内間木と下内間木を一地区に統合、県共済を削除としております。

地区の組合せについては、定数算定の参考として作らせていただいたものとなり、条例では委員数の定数のみ定める形となりますので、委員定数が１３人になったとしても、地区の組合せは今回の案で決定というわけではありません。

本日ににつきましては、事務局が作成した案についてご意見いただければと思います。

また、本日ご意見が出ない場合は今月中にご連絡をいただけますと、８月の総会にて皆さまからいただいたご意見を考慮した事務局案を提案しようと思いますので、何かございましたらご連絡いただけますと幸いです。

説明は以上となります。

○高橋会長

事務局からの説明につきまして、何かご質問やご意見がございますか。

○高野正芳委員

参考について、女性は２人となっておりますが１３人のうち女性が２人という認識で間違いないでしょうか。

○濱野局次長

女性団体からの推薦として、２人を想定しています。

○高野正芳委員

現状では２０人の中から農協推薦委員と県共済推薦委員が１人ずつ入っていると思

います。

委員定数見直し案では、県共済の推薦委員が入っておらず農協推薦委員のみ入っていますが、必ず農協推薦委員を入れないといけないという例規などがありますか。

○濱野局次長

総会終了後に確認させていただきます。

○小寺委員

県共済というのは、農協の理事の中からの選出で県共済推薦という形で出ているので、農協推薦の方法と変わりません。

○高橋会長

他に何かご質問やご意見がございますか。

（ なし の声 ）

ここで質問がなくても、聞きたいことが出てきましたら今月中に事務局にご連絡ください。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第7回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

17番 石原 実 委員

18番 坂井 嘉市 委員

令和8年8月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員